厚生労働省の平成 22 年 7 月 14 日付け基安発 0714 号通達に基づく『特別教育に準じた教育』

丸のこ等取扱い作業従事者特別教育

丸のこ等(携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤)を使用する作業者が、丸のこ等に関する知識や使用方法を習得できるよう実技等をまじえた『特別教育に準じた教育』を実施します。

修了証発行：全建総連大分県建設合同労働組合

大分建労から丸のこ等の労働災害対策を万全に！！

本教育は、厚生労働省の平成 22 年 7 月 14 日付け基安発 0714 号通達で示された『建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育実施要領』に基づいて実施し、丸のこ等の正しい使用方法、点検・整備の必要性等の安全知識や、正しい取扱い方法の実技を取り入れた 4 時間のカリキュラムとなっております。

申込者が 6 名に満たない場合は中止

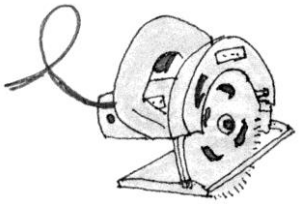

［第 17 回丸のこ等取扱い作業従事者教育］

日　　時：2025 年 7 月 27 日(日)　午前 9 時～午後 1 時 30 分
申込期日：7 月 11 日(金)迄、但し定員２０名になり次第締切ります。
会　　場：大分建労会館　2 階　大分市萩原 1 丁目 7 番 13 号

【教 育 の 内 容】　①丸のこ等に関する知識、②丸のこ等を使用する作業に関する知識
③丸のこ等の点検・修理及び整備に関する知識、④安全な作業方法に関する知識、⑤関係法令等、⑥実技(丸のこ等の正しい取扱い方法)
＊4 時間の講習で試験はありません。作業着等の実技にふさわしい服装でお越し下さい。

【受 講 料 金】　組合員５，５００円、一般７，５００円（テキスト代を含む）
ご自身の都合により受講されない場合、受講料は一切返金致しません。（中止を除く）

【受 講 資 格】　年齢等は特に制限がありません。どなたでも受講可。

【申 込 み 方 法】　下記の申込書に必要事項を記載し、**受講料と切手（460 円）を貼った封筒**（修了証は本人に直接簡易書留で郵送します）を一緒に組合事務所にお申込みください。

【問 い 合 わ せ 先】　全建総連大分県建設合同労働組合　097-556-1835

キ　リ　ト　リ

第 16 回受講日　2025 年 7 月 27 日(日)

丸のこ等取扱い作業従事者教育　受講申込書

ふりがな			
氏　名			
住　所	〒		
電話番号	(　　)	職　種	
生年月日	年　月　日		

申込み　　年　　月　　日　　全建総連大分県建設合同労働組合　殿

＊申込書に記載する内容は、安衛法で定められた記載事項であり、修了証発行に必要です。
＊本申込書にご記入いただいた個人情報は、教育を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

実施管理者	受付者	受付日・受領金額	修了証番号
		年　月　日 ￥	

【　**大分建労会館** 2 階　】　大分市萩原 1-7-13

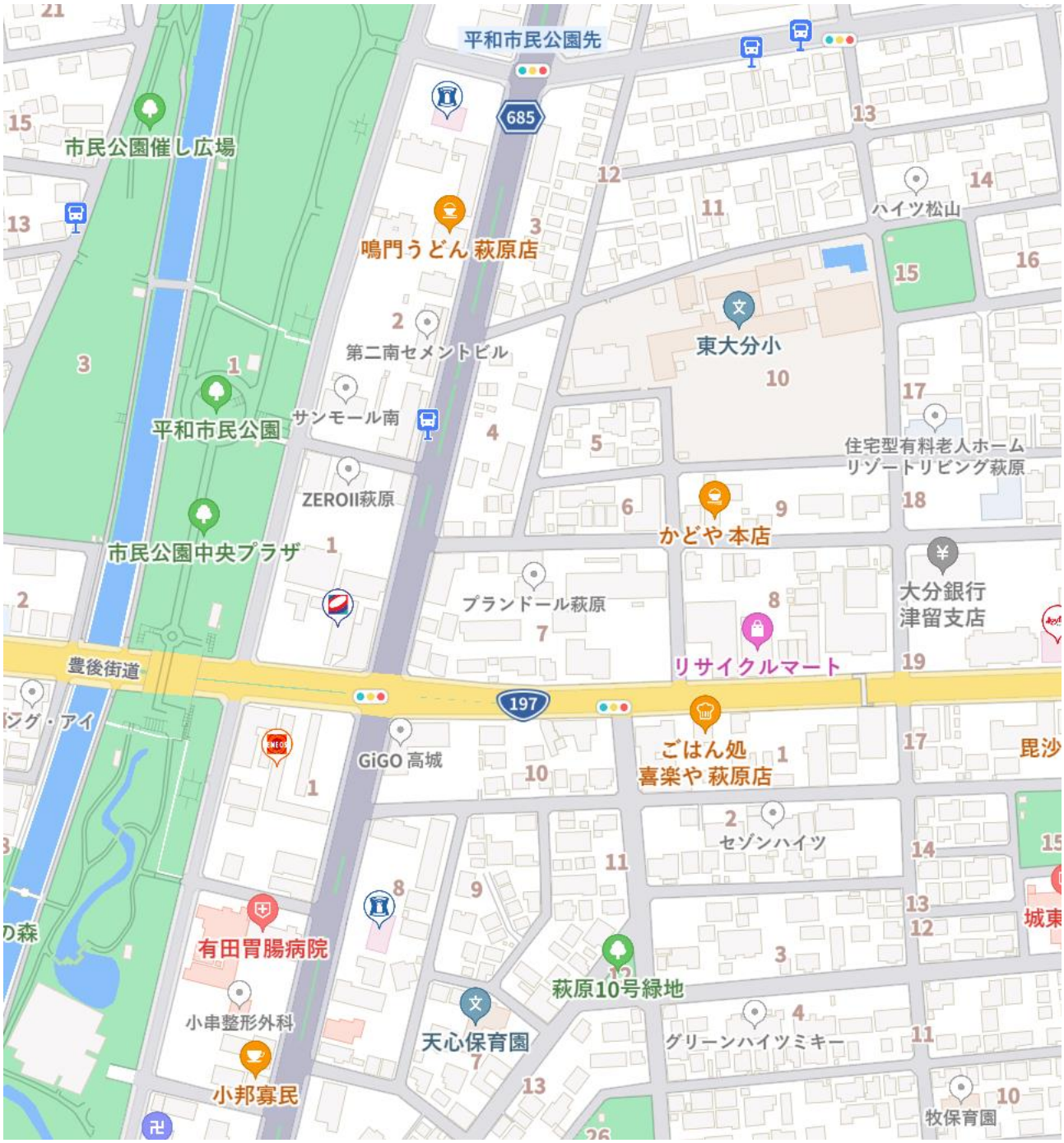

—